

12月8日 総務教育常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和3年12月8日（水） 午前8時59分～午後0時27分 議場
- 出席議員 町田貴子、奥田伸行、中山功一、尾嶋準一、油本朋也
斉尾智弘、長谷川昭二、阪本和俊
- 欠席議員 なし
- 他の出席を求めた議員 議長 津川俊仁
- 執行部職員等 大庭総務課北条支所長、浜本総務課情報防災室長
新川総務課総務室長、小澤企画財政課長、藤江町民課長
中原教育総務課長、手嶋生涯学習課長、友定出納室長
- 議会事務局 大庭局長、福嶋副主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 : (8:59)

2 委員長あいさつ

○町田委員長

皆さん、おはようございます。本日は、総務教育常任委員会、初めてのメンバーで審議をいたします。よろしくお願いいたします。

3 所管事項について

(1) 総務課・企画財政課・町民課・出納室

○町田委員長

本日は、総務課、企画財政課、町民課、出納室のほうからおいでいただいておりますが、この所管事項について皆さんから質疑をいただきたいと思っております。最初に、条例関係をお願いいたします。斉尾委員。

○斉尾委員

条例のほうの6ページ、北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。これ、未就学児の均等割を5割減額するという、こういう条例でありますけども、最初に未就学児っていうと学校に上がる前と思ってるんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○町田委員長

藤江町民課長。

○藤江町民課長

お答えいたします。そのとおりでございます。今年度でいえば、平成27年4月1日以降にお生まれになったお子さんでございます。

- 町田委員長
齊尾委員。
- 齊尾委員
対象者は何名ぐらいということは分かっておりますか。
- 町田委員長
藤江町民課長。
- 藤江町民課長
今時点での国保加入の数字になりますけれども、未就学児数というのは、国民健康保険税については98人が該当になります。
- 町田委員長
齊尾委員。
- 齊尾委員
この98名を対象とした場合、年収要件があるようでございますけど、全体でどのぐらいの減額になるのか、これお尋ねいたします。
- 町田委員長
藤江町民課長。
- 藤江町民課長
これも、今時点での課税状況に応じてですけれども、約150万円が減額になる予定でございます。
- 町田委員長
齊尾委員。
- 齊尾委員
これは、毎年150万円、ほぼでしょうけれども、収入が減る、保険料に対する収入が減るという考え方になると思います。そういう考え方でよろしいでしょうか。
- 町田委員長
藤江課長。
- 藤江町民課長
お答えします。これにつきましては、国、地方の負担割合がございまして、減額分について国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するようになっております。
- 町田委員長
齊尾委員。
- 齊尾委員
そうすると、町の負担部分でいうと、正確に計算をされてますかね。
- 町田委員長
藤江町民課長。
- 藤江町民課長
正確にといいますか、今時点での均等割額に対しての4分の1になりますので、約、150万の4分の1になりますと37万5,000円が町の負担ということになります。なお、これに関しましては、保険料での負担ではなくて、あくまでも町の負担ということになりますので、一般会計からの繰出金ということになるかとは思っております。
- 町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

この改正の趣旨として、子育て世帯の経済的支援っていいですかね、そういう部分に資するものだろうというふうに思っております。北栄町部分については、金額的には今おっしゃったとおりでございますので、例えばゼロにするとか、一步踏み込んだ子育て支援、こういうことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町田委員長

藤江町民課長。

○藤江町民課長

このたびの5割減額につきましては、あくまでも国の法律の制定等に基づいて検討を、その改正内容について導入したものでございまして、例えばこれ以上の減額ということになれば、当然、国民健康保険の運営協議会のほうで審議がなされるものだというふうに思っております。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

その運営審議会のほうに提案、もしくはそういうようなことを発言っていうようなことは考えておられないでしょうか。

○町田委員長

藤江町民課長。

○藤江町民課長

この制度等につきましては、特に町民課サイドのほうで提案っていうことは考えておりません。

○齊尾委員

結構です。

○町田委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。油本委員。

○油本委員

暫時休憩。

○町田委員長

はい。

(9:07~9:07) 【休 憩】

○町田委員長

休憩前に続きまして、再開いたします。油本委員。

○油本委員

同じく町民課で、議案書の21、22ページでお願いいたします。先日もすみません、ちょっと勘違いで質問してしまった件なんですけども、もう一度教えていただきます。22ページの四角囲いの表の中で、一番上の集成図、これが1件につき520円、これが修正後1,500円、3倍近くになっておりますが、まずこの理由について、これだけ3

倍にもなる理由をお聞きしたいと思います。

○町田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

お答えいたします。この集成図につきましては、今まで1筆図形、それから1筆図形のいわゆる地籍図といわれるものについて、同じように520円っていうふうに定めておりましたけれども、このたび改正するに当たりまして、鳥取県内の市町村の集成図の金額について調査いたしました。そうしましたところ、北栄町を除く全ての市町村において1,500円から1,650円に設定しているということが分かりましたので、今回それなりに値上げすることを提案いたしました。以上です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

重ねてお伺いします。これは何年間ずっとこうであったのか、併わせまして年間のこの集成図の利用回数をお伺いします。

○町田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

この手数料自体が改正になっているのが、今までないと思われまので、多分合併からこの金額でいってると思います。年間の件数ですけども、その年によって違いますけれども、ほぼほぼ一、二件程度というふうに伺っております。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

他町のことはどうであれ、合併からこの方、ずっとこの手数料でやっていけたんだったら、別に、他町とそろえ横並びにする必要がないんじゃないかなと思います。例に出して恐縮ですが、今年ありました選挙の公費負担の件では、町独自の金額で提案されておりました。他町とは全く横並びは考えておられませんでした。なのに、今回は横並びでこういうふうに提案されております。その辺の考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

○町田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

この集成図自体が、例えば町民さんが取得される場合が多いということに関しましては、確かに値上げについては町民サービスの低下というのが懸念されます。ただし、この集成図自体を求めるとというのが大規模開発であったりとか、例に出しますと、このたびの山陰道の整備等で、広い地番を調べるために求められるものですので、これを町民さんが取得されるということはほとんどありません。ですので、むしろ適正な価格として求めるということであれば、全て同じ、足並みをそろえるという必要はないかもしれませんが、やはり税金でそういったものを交付しているということを考えますと、適正な価格に引き上げるということはやむなしだというふうに考え

ております。

○町田委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。それでは次に進みます。次は、補正予算についての質疑をお願いいたします。斉尾委員。

○斉尾委員

18ページ、一番上の消防施設費、消火栓工事負担金ということでありました、439万8,000円。これは5基ということで、どこの消火栓になるのか、みどりってというのは書き取れたんですけど、そのあとお願いいたします。

○町田委員長

浜本総務課情報防災室長。

○浜本総務課情報防災室長

お答えいたします。箇所ですけれども、箇所はみどり1区、みどり西団地、国坂東、東亀谷、由良こども園前ということになっております。以上です。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

この5件の消火栓工事ですけれども、既存のもの、新設ではないということでありましたけれども、これ自治会要望で出とったものでございましょうか。それとも何かの調査のときにこういうものが発生したというようなことなんでしょうか、その辺の詳細についてお尋ねいたします。

○町田委員長

浜本室長。

○浜本総務課情報防災室長

お答えいたします。まず、自治会要望であるのかどうかという話ですけれども、こちらのほう、消火栓自体が水道事業者の設備ということになっております。消火栓の更新、改修といったものは、水道事業者における配水管の改良事業の中で年次的に計画的に行われておりまして、今回は、この対象の地区の消火栓部分の必要な費用を負担金ということで、消火栓工事の負担金ということで水道事業者へ支払うための予算ということになっております。以上です。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

詳しく聞きます。水道管の改修工事に伴う工事であると、その対象にある消火栓であるということに聞こえましたけど、そういうことでよろしいですか。

○町田委員長

浜本室長。

○浜本総務課情報防災室長

お答えいたします。そのとおりで間違いございません。

○長谷川委員

いいですか。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

一般会計の補正予算の12号、9ページですけれども、この一般管理費、総務費の一般管理費ですね、会計年度職員とか、その時間外報酬っていうのが出ているんですけども、もう一度この会計年度の職員が必要になる、時間外が必要になるというその理由についてお聞きをしたいと思いますし、8節の必要なものについて説明をお願いしたいと思います。それから11節、12節について少し、これについても具体的にお教え願いたいというふうに思います。

○町田委員長

浜本室長。

○浜本総務課情報防災室長

お答えいたします。まず、会計年度の時間外ということで、時間外報酬のことについてでございます。会計年度任用職員まず1名減分を、1名追加で雇い入れるということなんですけれども、その者に何かさせて、時間外手当を支給するというのではなくて、通常の会計年度任用をするのであれば、これぐらいの、この期間これぐらいの時間外が発生するだろうということを見込みまして、時間外を計上させていただいておるところでございます。

それと、次に職員の時間外ですけれども、今年度は総務課のほうの人件費事業ですけれども、時間外が多数発生しております。やはりそういった業務が結構あったということで、前半の業務状況から後半も引き続き、こういった形で時間外勤務が発生するのであろうということを見込みまして、今回予算計上させていただいておるところでございます。以上です。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

1が、会計年度職員が追加というふうにおっしゃいましたけども、追加しなければならぬほど業務が増えたということなんでしょうか。

○町田委員長

浜本室長。

○浜本総務課情報防災室長

お答えいたします。今のお話ですけれども、新たな業務が増えたということもございますけども、要因としましては、やはりちょっといろんな病気などの関係で休む職員がおりますので、そういった職員の補充という形で考えております。以上です。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

最初にお聞きした、11節では通信運搬費で郵便郵送料の不足ということなんですけれども、その要因についてお聞きしたいのと、それから、クレジット決済手数料というのは1件当たり幾らっていうような、そういうものは示せますか。

○町田委員長

大庭支所長。

○大庭総務課北条支所長

通信運搬費の増でございますけれども、これ庁舎内全体の通信運搬費、郵便とか電話代です。なかなか、つかみ難いんですけれども、過去の決算を見ると、令和2年度1,800万円余り、令和1年1,600万円余り、平成30年1,500万円余りということで、状況によると、やっぱりコロナウイルスの影響があつて書面決議であつたり、そういう通知があつたのかなと思います。現在、当初予算現額としては1,600万円余り組んでおりますけれども、どうもやっぱり実績を見るに、足らず前がありそうだとということで、今回補正で追加して上げさせていただいたというところでございます。以上です。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

クレジット決済手数料ですけど、これはふるさと納税に係るもので、それぞれ、サイトによって手数料が変わってくるんですけど、例えばふるさとチョイスですと、寄附金額の1%になります。それから楽天が3.74%、ふるなびが1%、ANAが1%といった形で、それぞれ寄附金額に応じてそういった決済手数料がかかるようになっております。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

楽天が、何か飛び抜けて手数料が高いようなんですけれども、これは何か理由があるんですかね。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

すみません。理由は把握しておりませんが、いろいろ会社によって、クレジット手数料ですとか、出店委託料とか全体的にバランスが、サイトによっていろいろ違います、配分が、率が、それぞれ違ひまして、ちょっとそこを一つ一つ違う理由までは把握はしておりません。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

手数料かなり、3倍以上違うので、ここを少しでも是正できるような交渉ができるのであれば、やっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

以前も、長谷川議員からそういった御意見いただきまして、各サイトとの契約の際にはそういった話はするんですけど、これがもう、どのサイトも全国的に一律の率でされておりましたなかなか1つの町村で、変えてくださいというのは言うんですけ

ど、要はその条件でうちが加入させてもらってるものですから、なかなか変更までには至ってない状況であります。意見は、ほかのサイトと比べて高いということでも言わせてもらってますけど、なかなか直してもらってというのは難しい状況であります。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

なかなか、おっしゃるとおりだと思いますけれども、一つ方法として全国町村会通じてやるとか、一律であるのであればね、全国が。そういう方法もあるんじゃないかなと思います。何かいわゆる業界、企業の一方的なそういう基準に従うしかないっていうのは、少し違うんじゃないかなというふうに思いますんで、そういう方法も考えていただいて交渉をしていただきたいというふうに思います。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

サイトに入る入らないも、全国の市町村が入ってるわけでもないですし、なかなか町村会っていう全国組織でそういった入ってない町村もあればっていうような形の状況の中で、要望に上げてもらうのはそれも難しい話ではないかと思えます。今言ったように、任意で、入る入らないは市町村の自由ですので、そういったことを全国の町村会の要望で上げるっていうのは、繰り返しになりますけど、ちょっと難しいのではないかと考えております。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

小澤課長が、全国みんな同じ基準で入ってるっておっしゃったんで、ほとんどの市町村が入ってるのかなと聞き取ったんで、そういうふうに言ったんですけども、難しいということであれば、ただ粘り強く交渉はしていただきたいというふうに思います。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

すみませんでした。ちょっと説明が不足しておりましたけど、全国が加入してるわけではありませぬし、引き続き、先ほど言ったようにほかのところとは違うといったことは伝えて、できれば安くしてほしいということは伝えたいと思えます。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

このふるさと納税について返礼品ほか経費が、今回の場合ですと5割くらいはかかっているんじゃないかなというふうに思うんですけども、それで間違いはないですかね。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

今回の補正でいきますと、約55%が経費になっております。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

すぐにでなくてもいいんですけれども、13年ぐらいになるんですかね、このふるさと納税が始まってから。この間の経費の推移っていうものがどのくらいの割合で推移してるのか、ずっと5割ならそうかもしれませんけれども、いいということではないんですけれども、経費がどういうふうに移しているのかっていうのを示していただきたいというふうに思います。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

作成して後日提出させていただきたいと思います。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

何でそういうことを聞くかという、やっぱり半分が経費に消えてしまって、日本全体の地方税の税収からいうと、そういう経費は実際には入らないわけですよ。だから、ふるさと納税が増えれば増えるほど、一自治体を見れば別に遜色はないんですけれども、入ったほうがいいところもあるし、交付税の不交付団体であれば損失が増えるわけなんですけれども、そのところがどうなってるのかっていうことを知りたいというふうに思うんです。うちのような地方団体であれば、ふるさと納税があればあるほど非常に助かるということになるんだろうと思うんですけれども、ただ一方で、不交付団体であれば、地方交付税の措置があるにしても、25%ぐらいは措置がないということで、損失になっていくわけですよ。それが都会と地方との格差是正という目的もあって、それは一定程度は仕方ないのかなと思うんですけれども。ただ、経費、本来なら税金で100%納められるもののうちの半分が経費として消えていくわけですよ。その辺がどうもそれでいいのかなっていう気がしています。一旦、この辺でしまってください。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

今、長谷川委員が言われたのは、国の制度に対する御意見と認識させていただいて、北栄町だけでいきますと本来入らない寄附がただけて、その中の、今年、今の補正ですと55%は経費ですけど、その残りの45%っていうのは、次の年の、貴重ないろんな事業の財源とさせていただいていますので、北栄町にとってはいい制度かなと思っておりますけど、今のは、国のこの制度に対する御意見ということで認識させていただきます。

○町田委員長

長谷川委員、よろしいですか。油本委員。

○油本委員

すみません。それに関連した質問ですが、今、課長おっしゃいました4つのポータルサイト、本町への寄附される額のそれぞれのサイトのシェア、分かれば教えていただきたい。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

数字持って……。計算させてください。しばらく時間をください。

○町田委員長

それでは、その件は後で回答していただきます。ほかにございませんか。阪本委員。

○阪本委員

同じページの、9ページの職員手当等、100万円ばかり時間外手当で、使っているわけなんですけど、これは防災対策と、台風とかあるいは地震とかそういったときのための職員の手当なんでしょうか。

○町田委員長

浜本室長。

○浜本総務課情報防災室長

お答えいたします。台風とか風水害のようなものの職員の時間外というものは消防費のほうに若干ですね、1回目ぐらいの対応ということで組まさせていただいておりますので、そういったことではなく、総務課、総務費業務の時間外として今回は計上させていただいております。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。小澤課長。

○小澤企画財政課長

先ほどの、ふるさと納税のシェアの話ですが、分かりましたのでお答えします。これは11月末現在の、今年度の寄附の実績でありますけど、まずふるさとチョイスが25.6%、それから次の楽天が58.0%、さとふるが12.2%、ふるなびが4%、ANAが0.3%。もう一度言います、チョイスが25.6%、楽天が58.0%、さとふるが12.2%、ふるなびが4%、ANAが0.3%。ANAにつきましては、10月からスタートしておりますので、寄附が少ないという形で。これ合計すると100.1%になってますけど、四捨五入の関係を調整してませんので御了承ください。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。それでは、次に進みます。津川議長。

○津川議長

11ページの新型コロナウイルス臨時交付金事業費の中の12節委託料で、リモート会議・テレワーク推進事業委託料、151万8,000円の分ですね。説明の中で、町放送をホームページに文字化するというふうなお話があったんですが、いわゆる毎日の放送をその日のうちに文字化して、皆さんに見てもらいたいというシステムってということなんでしょうか。もう少し具体的にお願いします。

○町田委員長

浜本室長。

○浜本総務課情報防災室長

お答えいたします。今、おっしゃられたことで間違いございませんけれども、町のホームページには、毎日の放送を掲載する欄がございまして、そういったことを自動化する仕組みを今回構築するということでございます。以上です。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

認識不足で申し訳ないです。今既にもう、そういうことがされてるということなんです。ということの確認と併せてこの際、同じようなところに音声も聞けるようにされたら、より町民の利便性が向上するように思うんですが、いかがでしょうか。

○町田委員長

浜本室長。

○浜本総務課情報防災室長

すみません。今のはホームページのお話だと認識させていただいてお答えいたします。毎日の放送内容をホームページのほうに掲上しておりますけれども、そのものは、実際には文字放送ということになっておりまして、そこに音声も付加させてはどうかという御意見だったと思いますので、その件については、できるかどうかも含めまして、ちょっと検討をさせていただけたらなというふうに思っております。以上です。

○町田委員長

ほかにございませんか。なければ、その他で条例も含めて質疑はございませんか。長谷川委員。

○長谷川委員

企画財政課長に、事務の範疇に入るのかどうかちょっと聞きたいんですけども、お台場キャンプ場の閉鎖が105号で出ていますけれども、企画財政課では町有財産の管理も事務になっていると思うんですけども、そういう立場からお台場キャンプ場の閉鎖後に海岸部への町民の利用というものが全くできなくなるのかどうか、その辺いわゆる跡地の活用ですね、そういうものについては、御答弁を願えますか。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

すみません。確認させてください。キャンプ場を、今回道路で買収されるんですけど、その北側に残るキャンプ場のところですか、その利用。ほぼその残る部分っていうのは松林の部分でございまして、利用ができるような現状ではない土地でありますので、特に利用、キャンプ場に使えるようなところでもないです。本当、木が植わっているところですから、特に利用は考えてないところでもありますけど。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

1つだけ、キャンプということではなくて、いわゆる浜辺ですね、本当に。これま

で町民の方は釣りを楽しんだりなんかされてるわけですが、そういうことができるのかどうか、できなくなってしまうのか、今、由良川の右岸側に通路がありますけれども、そういうものも山陰道ができたときになくなってしまおうと、海岸部へ、浜辺に行くことができなくなってしまうのかなという心配をしてるものですからお聞きしたんですけれども。

○町田委員長

小澤課長。

○小澤企画財政課長

すみません。私のほうはその部分は把握しておりませんが、後の利用ができるようになっていう話は地域整備が窓口になってしているものですから、すみません、ちょっと私は承知しておりません。

○町田委員長

ほかにございませんか。ないようですので、これで、所管事項についての(1)番は終了いたします。執行部の皆さん、ありがとうございます。お疲れさまでした。

続きまして、(2)番の教育総務課、生涯学習課さんが、これから上がってこられますので、引き続きお願いいたします。暫時休憩いたします。しばらくお待ちください。

(9:45~9:46) 【休 憩】

【大庭総務課北条支所長、浜本総務課情報防災室長、新川総務課総務室長、小澤企画財政課長、藤江町民課長、友定出納室長 退場】

【中原教育総務課長、手嶋生涯学習課長 入場】

(2) 教育総務課・生涯学習課

○町田委員長

それではおそろいですので、再開いたします。教育総務課、生涯学習課についての、議案の条例について質疑をお願いいたします。ないようですので、補正予算についてお願いいたします。斉尾委員。

○斉尾委員

それでは11ページをお願いいたします。2款1項40目17節G I G Aスクール構想で、タブレット端末を385台購入されるというふうにお聞きしました。この台数からいうと中学校だろうなというふうに予想されますが、詳細についてお尋ねいたします。

○町田委員長

中原教育総務課長。

○中原教育総務課長

タブレットの台数の内訳ということでお答えいたします。合計台数につきましては、先ほど委員おっしゃっていただきました385台でございます。まず今回のタブレットの導入について、ちょっと少し考え方をまずはお伝えしたいと思います。

昨年度G I G Aスクール構想でタブレットを整備させていただきました。1人1台端末ということで導入させていただきましたが、これまで既存のパソコンというものが学校にございました。パソコンルームにノートパソコンですとか、デスクトップパソ

コンがございまして、この既存の台数と昨年度導入したタブレットの台数とで合わせまして、全児童生徒に台数が行き渡るといふようなことで進めておりましたけれども、GIGAスクールを進めるに当たり、普通教室、通常の教室で、やはりモバイル、持ち運びができる端末ではないといふいろいろな推進に支障があるといふところで、今回、既存パソコン、ノートパソコン、デスクトップパソコンを使うとしておりました台数の部分をタブレットで改めて導入するといふものでございまして。これの台数が385台でございます。

この内訳でございますが、今回、児童生徒の台数が262台でございます。昨年度導入して足りない、生徒分として足りないものが262台、そして教員用の分も導入をさせていただきたいと考えております。実際、授業に教員が入るわけですけれども、児童生徒と同じものを持って、やはり同じ使用環境を分かりながら指導をしていく、授業を進めていくといふことが必要であろうといふことで、この教員分が104台を考えております。さらに、予備用といひますか共用で使える台数のものとして、4校分で16台。さらに、教育委員会事務局用で3台をそろえさせていただいて、合計385台といふことで考えているところでございまして。以上です。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

そうすると、これは小学校、中学校を含めた台数といふことでございましてね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

現在の不足台数につきましては、どこかに偏つるといふことではございません。4校それぞれに不足、タブレットでいふと不足がある状況でございますので、今回追加させていただく分については、4校分それぞれ不足している分といふことで御理解いただければと思ひます。以上です。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

台数は非常に多いので、これの供給がどうなのかなといふことはふだんから心配しておりました。世界的にICチップですかね、コンピューターの部分、チップの、半導体か、半導体の部分が不足しとるといふようなニュースもありましたけれども、この辺の部分について問題なく供給していただけるといふ考え方でよろしいですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

実は、私どももそちらの点を心配しておるところでございます。現在既に導入しているタブレット端末につきましては、アップル社製のiPadを導入しております。今回追加で入れさせていただくものにつきましても、iPadを考えているところでございまして。御存じかもしれませんが、アップル製品、今年の秋にまたバージョンといひますか、モデルが変わりました。その関係で品物が十分にそろえられるか

あるとか、先ほど委員がおっしゃっていただきました世界的な半導体不足のこともありまして、納期のことを少し心配しております。ただ、実際に発注してみないと、いつに具体的に物が入ってくるかというのが見えない状況でございますけれども、予算を可決していただきましたら直ちに発注を行いまして、年度内の納品、新年度からは子どもたちに使えるようなことで進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○町田委員長
齊尾委員。

○齊尾委員
そういうような状況なので、やっぱり新年度からは全員、同じスタートラインに立てるように努力していただきたいなというふうに思います。

○町田委員長
中原課長。

○中原教育総務課長
ありがとうございます。急いで事務のほうは進めるようにいたします。

○町田委員長
齊尾委員。

○齊尾委員
18ページをお願いいたします。9款の教育費であります。2項の1目北条小学校管理費のところで、17節備品購入費、電気使用料だったかな、このところでちょっと私、ちゃんと聞いてなかったのかもしれないですけど、エアコンの修繕費って言われたかな、買換えって言われたかな、エアコンの説明があったと思います。これの説明をもう一度お願いいたします。

○町田委員長
中原課長。

○中原教育総務課長
提案説明の際に、私、エアコンの話をさせていただいた予算科目が2つございます。9款2項1目の北条小学校管理費の需用費、電気使用料の部分と9款3項2目大栄中学校管理費の工事請負費のものでエアコンの話をさせていただきましたけれども、どちらの説明がよろしいでしょうか。

○町田委員長
齊尾委員。

○齊尾委員
14節ですね、こちらのほうのエアコン更新ということ。失礼しました。古くなったというふうに説明があったと思っております。それで、これについては、エアコンについては更新っていうか、去年おとしぐらいで新しく、ないところにつけてるんですよ。ですから、この3台更新ということ自体がどこなのかなというふうに思いました。それで、古くなったっていうところについては既存のやつ、今までついていたところなのかなとも思っているんですよ。どこが古くなってるんですか。

○町田委員長
中原課長。

○中原教育総務課長

9款3項2目大栄中学校の管理費です。工事請負費に283万8,000円計上しておりますけれども、これはエアコンの取替え工事でございます。既存のエアコンが、修理ができなくなったものでこれを取り替えるという内容でございますけれども、3台分でございます。場所につきましては、各部屋1となりますけれども、保健室と職員室と、あと図書室、これの計3部屋の3台分ということでございます。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。斉尾委員。

○斉尾委員

20ページ、19ページからですけれども、すいか・ながいも健康マラソンのことについてちょっとお尋ねしたいんですけれども、リモート開催されたということだったと思います。それで、どういうふうな、最終的に参加人数だったり、それ詳細について私存じ上げてないので、ちょっと御説明いただけたらというふうに、参加人数とか、あと例えば話せる範囲での結果みたいなものをちょっとお尋ねしたいなと思います。

○町田委員長

手嶋生涯学習課長。

○手嶋生涯学習課長

お答えいたします。参加者は3,675名でした。当初は4,400人を想定しておりましたけれども、リモートで開催させていただくということで、その人数でございました。ただし、リモート開催のおかげで、これまで北海道の方はいらっしゃってましたけれども、今年、沖縄の方も参加があったりというようなことで、ほとんどの各県の方から参加をいただいたということで、非常に認知度は上がったのではないかなと思っています。

方法でございますけれども、1つはアプリがありますけれども、ランナーの方にアプリをダウンロードしていただいて、1週間ぐらいの期間を設けさせていただいて走っていただいた中で申請をいただくと、その記録が、走られたということで記録が届きます。それと、やはりスマホばかりではありませんので、自分で実際に走ってそれを申請されるという、紙ベースでの申請をしていただくという2種類の方法でさせていただいております。

細かいその内訳等につきましては、行政報告か何かで報告をさせていただいていると思いますが、今手元にちょっと資料がございませんので、もし必要ということでございましたら、また後ほど出させていただきますと思います。

参加賞、どういたしますか、これまでスイカが、普通にリアルで、現実で走っていただいた方にはスイカやナガイモ汁といったようなことを振る舞ってまいりましたけれども、リモートでございますので、抽せんといいますか、順位ではなくって抽せんではスイカを送らせていただいたりとか、ナガイモを送らせていただいたりというような形で、参加いただいた方に対してはそうした贈物をさせていただいております。また、完走されましたら、完走賞ということで送らせていただいておりますし、参加申込みをしていただいた方には、この特別大会の記念Tシャツというものはもちろん送らせていただいたり、大会参加要綱等を送らせていただいております。以上で終わります。

○町田委員長

齊尾委員、詳細は要りますか。齊尾委員。

○齊尾委員

詳細な資料、もし、できればいただきたいなと思っております。それと、この123万7,000円が、要は安くなったということでもあります。どういう部分でこの金額が出てきたのか、これについてお尋ねしたいと思います。

○町田委員長

手嶋課長。

○手嶋生涯学習課長

お答えいたします。大会参加記念品、報償費が123万7,000円減額ということで計上させていただいておりますけども、先ほど申しあげました賞品用のねばりっこやスイカが必要以上に必要なかったということや、先ほど申しあげましたように、大会記念Tシャツもですが4,400人を想定しておりましたけども3,675人ということで、その差だとかってということもございまして減額ということになったものでございます。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

分かりましたので、以上で終わります。

○町田委員長

阪本委員。

○阪本委員

18ページの一番最後にあります3項中学校費、9款教育費の大栄中学校の工事請負費、14節ですね。以前、中学校の校門、これが非常に狭いと、大きなマイクロバスが出入りするのに、子どもたちがちょうどその通学途中に挟がったりする危険があるんじゃないかということは何年も前から言われとると聞いておって、予算計上してあったと思うんですけども、この予算の中には入っているのかどうなのか、その件についてどうなってきたのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

大栄小学校の校門、小学校と中学校の間の道のところに校門が建っております。その校門が進入路のほうに入り込んでいるというところで、大栄小学校で使いますスクールバスの通行に、徒歩通の子どもたちと干渉し合って、少し危ないのでないかというところのお話もありまして、今年度の予算の中で、校門を横にちょっとずらすような形の計画で、設計業務のほうを予算化しております。現在その設計のほうちょっとお願いしております、まだ正式に工事費のほうがまとまっていないところでございます。まとめ次第、工事費のほうも予算要求をさせていただきたいと思っておりますので、もうしばらくちょっとお時間をいただければと思います。進行中でございます。以上です。

○町田委員長

阪本委員、今、補正予算に関しての質疑ですので、その他のときをお願いします。

中山委員。

○中山委員

先ほどのタブレットに関連してなんですけれども、17節ですね、備品購入費、385台を準備されるということで、新年度に向けて全部そろえたいと言われてましたけれども、もしもそろわなかったような場合に、どういう配分をされるのかっていうことが一つと、それから、教育委員会用に3台準備されるということなんですけれども、この庁舎内でそれは利用が可能な状況にあるんですかね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

まず、年度内に物がそろわなければというお話でございます。現在、タブレットとしては全員に行き渡っておりません。各学校とも、学年が低い児童生徒につきましては共同で使っていただいております。今日はこの学級、あしたは別の学級というような形で使っていただいているのが現状でございますが、もし今年度中に入らなければ、新年度開始に間に合わなければ、同じような使い方をしていただいて、入り次第、また一人で使っていただくということを考えております。

そして、事務局のほうでも3台分購入させていただく予定でございます。当然、教育委員会事務局で使わせていただく目的といたしますのは、学校の先生方、子どもたちが使っているものがどういったもので、どういったソフトを使っているのかというその状況を確認しながら、必要な指導を行うという目的で入れさせていただくものですので、Wi-Fiの接続のこともありますけれども、そういった、機器として中に入っているものを確認するというようなところで、同じものを持たせていただきたいと考えております。Wi-Fiのほうにつきましては、庁舎内、Wi-Fiは整備されたかと思っておりますので、それで使わせていただければと思っております。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。そのほかございませんか。長谷川委員。

○長谷川委員

先ほど言いかけてました、教育費の総務費、2目の事務局費の18節、高校生等通学費助成金ということで40万円追加補正になってるんですけれども、この説明の中で、たしか昨年度の実績を踏まえて不足と見込んでということだったように思うんですけれども、今年の当初予算では昨年度の実績を見込んで計上されていたんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

説明させていただきます。実はこの事業というのは昨年度から始まった事業でございます。予算も見込みで立てさせていただきまして、120万円でスタートしております。翌年度の予算編成というのは大体12月から1月ぐらいでございます。昨年、1年目の12月、1月ぐらいの状況を見まして、今年度、令和3年度の予算を編成したんですけども、年度末にやはりその申請が多くありまして、今年度当初予算として見込んで

いた以上に、年度末、申請があった関係で、昨年度は今年度の当初予算よりも実績が多くなっている状況でございました。現在、申請も受付中なんですけども、昨年度末まで受けた実績件数に合わせて今年度の予算も増加させていただきたいということで要求させていただいてるものでございます。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

分かりました。実績の数値っていうものを示していただけますかね、昨年度の実績についてですけれども。何人の方が利用されて、学校まで分かれば、公開できるのであればお願いしたいと思えますけど。どういうところに利用されているかっていうところの、中部なのか、中部以外のところに通われてる方というようなことが分かればいいと思うんですけど。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

今手元に人数の資料がございませんけれども、また後ほど出させていただきたいと思えます。学校までについては控えさせていただきたいと思えますので、可能であれば、中部と中部以外という形で報告させていただければと思えますが、よろしいでしょうか。

○長谷川委員

お願いします。

○町田委員長

よろしいですか。そのほかございませんか。津川議長。

○津川議長

18ページの9款教育費、北条小学校管理費の需用費の電気使用料が83万1,000円、説明の中で、デマンドで契約してるんだけど、それが増えて83万1,000円という説明だったと思えますが、いわゆる一定の量以内であれば同じ契約の金額だというふうな理解してるんですが、なぜこのようなことになったのか、その背景を教えてください。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

北条小学校の電気使用料でございまして、デマンド契約といたしまして、上限に基準を置きながら、それに基づいて金額が決まってくる契約の仕組みでございまして、夏場、エアコンを使用いたしまして、この基準値、デマンド値が上がったというところからございまして、それに伴って、それ以外の月についても金額が増えてきてしまうというような仕組みですので、不足分を上げさせていただいたところからございまして、ちょっと細かな金額というところになりますと、今手元にありませんので、準備をさせていただきたいと思えますが。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

基本は分かるんですが、私はそこに、夏場のエアコンでいわゆる上限の電気量を超えてしまった、だから1年分の電気料の料金がぼんと上がってしまうって、それがデマンド契約なんで、エアコンの使用料が増えた理由の背景として、今年の夏が暑くて、夏の期間の通学日数が増えたんで、これは致し方ないですよっていうことであればそれは全く問題ないし、ああ、本当だね、コロナ禍で夏休みが長かった、短かったみたいなことがあったりして、そういうことであれば問題ないんですが。日々現場では電気の使用量ってチェックしてるんですよ。特にデマンドなんかの契約をしてる施設については、これ超えたらいけんって言って、一生懸命小まめに電気切ったりして、されてると思うんです。そういうことがあったにもかかわらず、契約が超えてしまったっていうのであれば、それは致し方ないし、注意するのがおろそかになってオーバーしたっていうのであれば、ちょっとそれはどうかなっていうふうに思うんで、そこをちょっと教えていただきたいということです。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

委員御説明のとおり、学校のほうでも十分にその使用に関しては、温度管理ですとかを行いながらエアコンのほうは使用をさせていただいております。決して無駄に使ってしまって電気料金が高くなってしまったというような状況ではございません。ただ、日数が増えたからというところではなくて、日々の使用の中で、適正に温度管理、子どもたちに適切な環境を与える中でエアコンの使用量が増加してしまったというところで、具体的に日数が多くなったからとか、気温が高かった日が多かったからというところでの説明は、今、させていただくことができません。あくまでも適正に使用していたんだけど、使用日数、使用時間が増えたというところで聞いております。以上でございます。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

教育委員会サイドとしては、教育現場を監督するという立場もあるんで、そこところはしっかりと確認なりをしていただきたいと思います。

次、続けて、その下の大栄小学校管理費です。上下水道使用料についても、何か芝の水やりによるけ水道料を使ったとかっていうふうな説明がありましたけど、もうちょっとこの増えた理由をお願いします。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

9款2項2目大栄小学校管理費の10節需用費、上下水道使用料のほうに58万円計上させていただいてる分ですけれども、水道使用料ですけれども、大きくは2つございます。プールの水と芝管理の水でございます。プールにつきましては、大栄小学校、水質の問題だとか、あと、小プールと本プールとの水の量の管理の問題だとかという課題を抱えているんですけれども、プールの水温が上昇してしまいますと、やはり多く藻が発生したりですとか、虫が来てしまったりということで、水温管理も気を遣

って行っております。水温を下げるためにちょっと水を循環させたりだとか、水を足したりだとかいうところでのプールの管理用の水量が増えたのでというところが1点と、あと、中庭等に芝をはわせております、昨年もちよっと暑い日が続きました、この水やりのために水量がちょっと、使用量が多くなりましたので、この2点でその使用料が増えているという状況でございます。以上です。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

分かりました。大栄小学校のプールについてはいろいろと問題、問題っていいですか、古い施設ですんで、過去には漏水があったりして、水道料の跳ね上がったようなこともあったと思うんですが、書いてありますとおり、水道料金だけではなしに今度下水道とセットになるんで、やはり水道の漏水とか無駄遣いが下水道の料金にも跳ね返る、倍になって返ってくるっていうような状況ですんでね、より一層気をつけていただきたいと思いますし、ここにも当然、学校現場での瑕疵っていうのはなかったというふうな理解でよろしいですね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

プールの管理につきましては、今申し上げたとおり、なかなか学校としても苦慮しながら行っているというような状況でございます。当然その水道の使用料が増えてくるというのは分かりながら管理を行っておりますので、学校もですし、私どもも、注意しながらといいますか、無駄がないように管理は今後もさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○町田委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。油本委員。

○油本委員

13ページをお願いします。大谷こども園のところでございます。2目14節の工事請負費のところでは140万円余り計上されております。説明で、こちらが、園庭のブランコであるとか鉄棒のことに言及されました。ちょっと確認ですが、これは修繕費とありますが、これは修繕でいいんですよね、購入じゃなくって。そこ確認させていただきます。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

科目としては修繕という形で上げさせていただいておりますが、内容につきましては、既存の遊具を撤去して新しいものに取り替えるというような工事でございます。以上です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

新しく取り替えるということでしたら、いわゆる今年白紙撤回されましたその応募

要件のことをございます。来年は使うといたしまして、それ以後も一応継続されるということを見越した購入であるということ、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

大谷こども園の廃園についてはお騒がせしたところをございます、現時点で廃園というような考えと申しますか予定はございませんで、引き続きこども園を使っていくという前提で更新をさせていただいたものをございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

最後にしますが、こういった遊具の不具合、今回の予算計上以外にも、しばしば上がってまいります。こういったものは、大体その不具合が見つかった時点ですぐにこうやって予算計上をされるのがよろしいかと思ひますが、今回のこの不具合はいつぐらいに見つけられたものなんでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

遊具に関しましては、業者のほうに委託しまして、定期的に点検を行っております。今回の大谷こども園の点検日で申し上げますと、7月27日に点検が行われて、その後報告をいただいているというようなところでございます。以上です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

最後にしますが、じゃあ、取りあえず町内ほかの園の遊具は今のところそういった修理なり新調なりの必要はないもんだというふうな判断はされたと思ひてよろしいんでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

委員仰せのとおり、都度点検で、修繕なりこういった交換が必要な状況が分かりましたら、議会のほうに予算計上、上程をさせていただいておりますので、時期を逸しないようにさせていただいてるところをございます。以上でございます。

○町田委員長

よろしいですか。次、中山委員。

○中山委員

今の認定こども園のところの1節報酬が900万円ほど補正で上がっているんですけども、聞いた理由が、入園児童数の増加ということで聞いてますけれども、これは当初予想してたよりも多かったということなのか、それとも、期中に入ってくる子がいたということなのか、その辺りはどうでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

3款2項2目の1節報酬のところ、会計年度職員の報酬と時間外報酬をそれぞれ上げさせていただいております。提案説明の際にもお話しさせていただきましたが、児童数の増加というところがございますけれども、年度中途にも入園されておられる子どもさんがいます。当然それに伴って職員を配置する必要がありまして、その内容が今回の増額というところがございます。以上です。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

その職員の配置ですけれども、年齢ごとにクラスがあって、そこに例えば支援を要する子がいたりとかっていうことで、そういうことに対する手当もあると思うんですけれども、実際そういう支援が必要で、職員が今まで以上に増えてるとかいう現実はあると思いますか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

子どもの数に対して保育教諭というのは配置しておりますけれども、それ以外にもやはり支援が必要な子どもさんがおられる場合は、加えて、1人だったり、0.5人役だったりということで配置を行っております。年度当初に当たっては、来年度入ってくる子どもさんで、そのような配慮が必要な子どもさんがおることを加味して、私たち、加配職員と言っておりますけれども、その加配職員の人数も割り当てしております。ただ、今回のその年度中途の入所に関しましては、そういった子どもさんがおられなかったもので、純粹に児童数の増で増えた職員ということで見ただけならばと思っております。ただ、年度中途でありましても、そのような子どもさんがおられて、加配が必要かどうかというのは、必要があれば判定、判断をさせていただいてるところでございます。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。次に進みます。そのほかありませんか。(2)番の項目はこれで終わりますが、その他として、全般的に質疑がありましたらお願いします。先ほどの、阪本委員。

○阪本委員

先ほど申しましたように、この門の拡張工事っていうのは年度内にできる予定なんでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

先ほど、現在設計業務のほう行っている最中ということで説明をさせていただきました。金額が出て、さらに議会の中でまた工事用の予算をつけていただいて、それから工事発注ということになりますので、あくまでも現時点の見込みですけれども、年度内はちょっと難しいのかなというふうに思っております。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。その他で、ほかにごさいませんか。よろしいですか。それでは、これで所管事項については終わります。暫時休憩いたします。再開は40分とします。

(10:24～10:40) 【休 憩】

【中原教育総務課長、手嶋生涯学習課長 退場】

4 審査事項

(1) [陳情第9号] 鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情

○町田委員長

それでは、再開いたします。4番の審査事項です。事務局よりお願いします。

○大庭局長

すみません、事務局からです。資料の訂正をお願いいたします。委員会の日程の審査事項、(1) 請願第9号とありますけれども、陳情の間違いですので、訂正をよろしくお願いします。

○町田委員長

それでは、(1) の陳情9号、鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情、5ページを御覧ください。陳情は、この文章を御覧になったとおりです。この陳情書につきまして、御意見ををお願いいたします。長谷川委員。

○長谷川委員

御承知のように、日本列島っていうのは、フィリピンのほうのプレートと太平洋プレート、それから大陸のプレートっていうことで、非常に地殻が変動する場所にあつて、火山列島という言い方もされてますけども、活断層もたくさんたがってあるということで、そういう中で、放射性物質を半永久的に貯蔵するというのはとても無理な話だというふうに思いますので、この陳情については採択をすべきというふうに考えております。以上です。

○町田委員長

ほかに。油本委員。

○油本委員

私も採択の意見で述べさせていただきます。5ページの中ほどにあります、2017年7月の経産省の公開した科学的特性マップ、これ、拝見いたしました。北栄町がちょうど黄色いところに入ってます。もちろんそれが多いんですけども、一部大山町の海岸べりでありますとか、これ湯梨浜町になるんですかね、湯梨浜町とちょうど浜村辺りか、それがグリーン、あと、鳥取市、鳥取砂丘辺りからちょっと奥に折れて智頭町に当たるぐらいまでが細々とグリーンが出ておまして、そのグリーンのエリアだけがいわゆる好ましい地域というふうになってはおります。先ほど長谷川委員言われたように、こういったところにずっと置いておくのも非常に迷惑な話といえますか、非常によくはない話だと思いますので、一応陳情の採択の方向でいかせていただきたいと私は思います。以上です。

○町田委員長

ほかにございませんか。齊尾委員。

○齊尾委員

この陳情については、非常に趣旨は分かりますが、鳥取県民であれば、この陳情の趣旨にのっとり反対すべきであろうと、こういうふうに思います。しかしながら、日本国民という立場で考えたときに、極端なこと言えば、今、福島の方たちに非常に負担を負わせてると、こういう現実があります。そういうことでいいのかっていうふうなことも考える必要があるんじゃないかと。そういうことを考えたときに、果たしてこの陳情に全面的に賛成っていうことはいかなものかなっていうふうに、今非常に迷っております。本当は継続ということをお願いんですけども、継続しても結論は出ない問題であります、この問題はね。ですから、反対、処分場を建設することについての反対っていうのは、現実的には処分場をどうのこうのという話は出ておりませんので、現時点で反対する話ではないと、もし出たときにまたそのことについては議論する中で反対もできるだろうという判断の下に、この陳情については不採択と、こういう意見でいきたいと思っております。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

今の齊尾委員の意見に関しまして、齊尾委員、これ、鳥取県に云々とおっしゃいましたが、この提出者の方が、鳥取県の実行委員会であるから、鳥取県内にというふうに特化して県名を上げてらっしゃるんじゃないかと私は考えました。さらに、福島だけに押しつけているというふうにおっしゃいましたけども、この核燃料最終処分の問題は、使用済みの問題は、福島だけじゃなくって、青森、これが非常に迷惑を被っているエリアであると私は認識しております。

つまり、この使用済み核燃料の問題と申しますのは、核燃料サイクルをいわゆる過信したと申しますか、誤った方向、ミスリードしている国と電力会社の責任でありまして、当然、原発地域で保管し、年月をかけていわゆる管理していく、そういった方策を考え出すことが最も現実的であると思っております。いわゆる急いで処分地云々を決めるんじゃないくって、既に商業稼働してから50年たってます。この問題に関して既に30年ぐらい云々やってますけども、まだ結果、全然見えてません。急いで処分地を決める必要はありませんが、ただ、処分地を決めるに当たって、立候補地、いろいろ出てくると申しますが、立候補地及びその周辺圏域の意向を十分に反映すべきであるというふうなこと、意見もたくさん出ておりますので、いわゆるその暫定保管というものを行いながら、年月をかけて納得のいく方策を考え出すことが最も現実的であると思っております。今回の陳情は鳥取県内の方が鳥取県内に関しておっしゃっていることですから、先ほどの指摘は当たらないと思っております。ですから、私は賛成のままでございません。さらに言えば、鳥取県だけの問題じゃない、日本だけの問題じゃない、地球規模の問題であります、これは。ちょっと大きく出ましたけど。以上です。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

私も採択と思っております。私たち鳥取県に住んでますので、今言われたように、世界

的な問題で、最終的にどこかに持っていかないといけないんですけれども、じゃあ、それを受け入れますよと簡単には言えない。どちらかという受け入れませんかと言いたいところですね。ごみと言いますけれども、これについてはかなり人体に影響のあるものですので、それを好んで受け入れるところはないと思うんです。そのことを鳥取県としても表明しておく、北栄町としても表明しておくことは大事だと思いますので、採択していただければと思っています。

○町田委員長

ほかにございませんか。阪本委員。

○阪本委員

私も採択の立場です。先ほど油本委員もおっしゃったように、非常に大きな問題ではありますけれども、かといって、北栄町が手を上げる必要はないですよ。処分場、いいですよなんて言えるわけがないんです。非常に大きな問題で、特に青森県あたりは最終処分場の受入れをしておるところもありますし、それから、福島県でも、県内でやってほしいという、東京電力の思いもあるようでございます。かといって、福島県も容易に受け入れるわけではないわけで、それで、今、斉尾委員がおっしゃられることが出てくるんですよ。だけどやっぱりね、そういう問題が出る前から、北栄町は駄目ですよということを申し上げるのが本来の考え方ではないかと思いません。そういった意味で、採択ということできたいと思います。

○町田委員長

ほかにございませんか。ほかに意見はございませんか。採決を採りたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、挙手をお願いします。この陳情第9号に関しまして、採択の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

不採択の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

採択、6名、不採択が1名で、採択すべきものといたします。委員会の意見はどのようにいたしましょうか。油本委員。

○油本委員

短めに言いますと、放射性廃棄物の最終処分場建設はその周辺圏域の意向を十分に反映すべきである。

○町田委員長

周辺……。

○油本委員

周辺圏域、つまり周辺の市町村の意向を十分に反映すべきである、だけでも通じることかなと、短めに言いますとね。長めに言いますと、さらに、当面は急いで処分地を決めず、暫定保管を行い、年月をかけて納得のいく方策を考え出すことが最も現実的であると判断するを付け加える、長めにするとね。短めにするんだったら、最初。

○町田委員長

それも入れますかね。

○油本委員

短いほうがいいでしょう。放射性廃棄物の最終処分場建設は、その周辺圏域の意向を十分に反映すべきである。以上。

○町田委員長

では、もう一度、放射性廃棄物の最終処分場建設は、周辺圏域の意向に反映すべきである。

○油本委員

私が申し上げたのは、意向を十分に反映すべきであると申しました。

○町田委員長

意向を十分に反映すべきであるということによろしいですか。ほかに。ほかにないようでしたら、これを委員会の意見としてもよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）それでは、今の意見で委員会の意見とします。

採択で意見書の提出を出します。ありますね。提出方法は、委員会提出としますか、議員提出としますか。委員会提出でよろしいでしょうか。5ページの決議文に書いてあるとおりでよろしいでしょうか。事務局、お願いします。

○大庭局長

今回は意見書の提出を求めているのではなくて、北栄町議会として決議をしてくださいということですので、その決議文について、5ページに、陳情を出された方から案が出されていますので、この決議文でいいのかどうかという確認をお願いいたします。

○町田委員長

この決議文でよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○町田委員長

異議なしですか。異議はございませんか。事務局。

○大庭局長

5ページの決議文の中で、西暦がある分については、平成だったりとか令和だったりという元号のほうに直させていただきます。

○町田委員長

それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。

（2）〔陳情第10号〕放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情

○町田委員長

次に進みます。（2）番、陳情第10号、放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情。6ページを御覧ください。陳情文書表は4ページにあります。よろしいでしょうか。これに対して、意見をお願いします。内容は5、6ページにありますので、この内容に関して、何か意見がございますか。長谷川委員。

○長谷川委員

私は採択の立場でございます。先ほど言った、地球の地殻の問題、言いましたけれども、そういうことも含めて、それにプラス、今、地球温暖化で、2030年ですか、ゼ

ロカーボンということが言われてるんですけれども、そういう地球全体の環境を守っていくために、今待ったなしの状況だと言われておりますし、そういうことを考えても、放射性廃棄物を保管するということが非常に危険なものですし、地下300メートルに、先ほどと関連しますけれども、容器に入れて保管するなんてなことは、到底その容器自体の耐用年数よりも、ある放射性物質では10万年もかからないと自然界に返らないと、害のないものにならないっていうことも言われてますし、容器のほうが耐用年数が短いっていうことにもなりかねないので、そういう状況の中で、危険な放射能を出す原発をこれ以上続けていくというのは、非常に無謀なことだというふうに思っています。

世界は再生エネルギーの方向に進んでますし、福島以前にも、チェルノブイリだとかアメリカでも原発の事故はありましたんで、そういうことを考えると、この原子力発電の今の技術というのはまだまだ確立されておられませんので、当面、これはやめるべきだというふうに考えております。そういう考え方で、採択をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

私も採択の立場で意見させていただきます。原子力はいわゆる今、再生可能エネルギーに移っていますが、それに頼るに当たりまして、非常に不安定な電源なものですから、再生可能が、その、電力の安定確保を大前提に考えますと、長期的なエネルギー需要構造の安定性に寄与する非常に重要なベースロード電源であるということは、これは認めざるを得ないと思います。もちろんCO₂の排出もほとんどしないんですよ。ただ、一方で、今、長谷川委員言われましたチェルノブイリ及びスリーマイル、そして今度の福島のように、原子力全般に対する不安定感を与えることにより、社会的な信頼というのが十分に獲得できません。さらにこれを続けていきますと、使用済み核燃料、その対策、核燃料サイクルの対策、今言われました最終処分の問題、さらに廃炉の問題など、たくさんの課題が存在してくるのがもう顕在化しております。つまり、原子力発電を継続する限り、放射性廃棄物の最終処分を含め、課題の解決が困難になり、そのため、これはもうストップしたほうがいいんじゃないかということで、私はこの停止を求めるこの陳情に賛成いたします。以上です。

○町田委員長

ほかにございませんか。阪本委員。

○阪本委員

私も採択の立場で発言をさせていただきます。この陳情文書の中にもありますように、2017年7月に経済産業省が公開しました科学的特性マップでは、鳥取県内の大部分が好ましくない特性があると推定される地域に分類されております。一方で、鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、大山町、日南町に好ましい特性が確認される可能性が相対的に高い地域とされています。私は沿岸部の北栄町も影響があることは必至であると感じております。さらに、その中でも、沿岸部は輸送面でも好ましい地域とされ、鳥取県が最終処分場の選定候補から除外されたわけではないことが分かりますという文面がございます。長谷川委員、油本委員が

おっしゃるように、やはりこれは採択すべきであると思いますので、よろしく願いいたします。

○町田委員長

ほかにございませんか。斉尾委員。

○斉尾委員

私も、この陳情については採択というふうにするべきだと思っております。その理由としては、シンプルに、ここにもありますように、10万年以上も自然に返ることのない核のごみですね、これをずっと排出し続ける、こういうことが原子力発電にはあるわけでありまして。その処理の問題も全然片がついていないと、自然にも返らないと、こういう、環境に優しいとはいいながらも、将来本当に地球上にあってはいけないものがずっと残り続ける、こういうことの観点から、将来的には、今すぐには当然できないと思います。産業構造を変えていくしかないので、現在すぐにはできませんけれども、将来的にはゼロにすべきであるというふうな考え方でおります。

○町田委員長

ほかにございませんか。ほかになければ採決をしたいと思いますが、よろしいですか。それでは、陳情第10号、放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情に対しまして、採択すべきものとされる方は挙手をお願いいたします。〔賛成者挙手〕

○町田委員長

全員一致で採択すべきものとされました。委員会意見としましてはどのようにいたします。委員会意見。採択の理由です。油本委員。

○油本委員

原子力発電を継続する限り、放射性廃棄物の最終処分を含め、課題の解決が困難になるため。もう一回言います。原子力発電を継続する限り、放射性廃棄物の最終処分を含め、課題の解決が困難になるため、と簡単にまとめてみました。

○町田委員長

ほかに御意見はございませんか。よろしいでしょうか。先ほどの意見で。それでは、先ほどの油本委員の意見といたしまして、原子力発電を継続する限り、放射性廃棄物の最終処分を含め、課題の解決が困難であるためでよろしいですか。

○油本委員

私が申し上げたのは、困難になるため。

○町田委員長

なるため、はい。ということで、この理由でよろしいでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）事務局、お願いします。

○大庭局長

再度確認をします。読み上げますので確認をお願いします。原子力発電を継続する限り、放射性廃棄物の最終処分を含め、課題の解決が困難になるためよろしかったでしょうか。

○町田委員長

これでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにいたします。意見書の提出、あり。議案の提出方法は、委員会提出でよろしいでしょうか。（発言する者

あり) はい。それでは、委員会提出にいたします。

送付先は、6ページの意見書の確認をお願いいたします。意見書はこのとおりでよろしいでしょうか。6ページを御覧になって、この意見書に対して、何かありましたらお願いいたします。このとおりでいいのかどうか。斉尾委員。

○斉尾委員

一番下のところに記というようにありまして、1、2、3ある中で、2、3番は、当然これは意見書ですから提出していくべきだろうというふうに住じます。しかしながら1番については、現在、島根原発のように現在もめてるところもありますよね。審査が通ったとか、そういうような報道もあったように思いますけど、これを載せて果たして効果があるのかどうかということ考えたときに、1番は、取りあえずこれは削除して、2番、3番で意見書を提出したほうがいいのかなどというふうには思いますが。

○町田委員長

いかがでしょうか、その他の意見を伺います。長谷川委員。

○長谷川委員

私は、あったほうが良いと思うんですね。むしろ、「現在停止している」という言葉はちょっと気になるぐらいで、つまり今、どんどん再稼働が始まっている状況ですから、そういうんで実際に動いているところもありますから、全てが止まったときならいいのかなというふうにするんですけども、ただ、原子力から再生可能エネルギーへの転換ということですから、なかなか急激に変えるということは難しいことですから、それも仕方ないのかなというふうにするので、やっぱり少なくとも、今停止している原発を動かさないということは現実的にできることだというふうに思いますので、これはあったほうが良いんじゃないかなというふうに思います。

○町田委員長

「現在停止している」という文言はどうですか。（「あってもいい」と発言する者あり）油本委員。

○油本委員

タイトルが、いわゆる「原子力発電の停止を求める意見書」となっておりますので、私は1番はあってもいいというか、あったほうが良いとは思っております。気になるのは、6ページ丸々を意見書として出されるわけでございますね。

○町田委員長

はい。

○油本委員

長くてもいいんだったら、これでいいと思います。以上です。

○町田委員長

ほかに意見はございませんか。阪本委員。

○阪本委員

私もこのままでいいと思います。その理由については、今、中国電力の再稼働という問題があって、周辺の自治体とのいろんな問題を解決するためのいろんな議論が進められようであります。したがって、鳥取県知事としてもきちっと説明責任を果たしてください、事故があったときの対応等はどうするのかというような細かいところまで議論が進んでおります。ただ、北栄町としてはこのままでいいのではないかと

思っております。

○町田委員長

ほかにございませんか。ただいま、1番は出さないほうが良いという意見と、1番はあえて載せたほうが良いという意見とありました。そして、1番は全部載せるべきという意見が多数でしたので、1番はそのまま載せて、意見書を提出するということがよろしいでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように、1番、2番、3番と全部掲載させていただき、意見書を提出することにいたします。

送付先は、6ページに書いてありますが、内閣総理大臣、経済産業大臣に提出……（「その前に国会とあります」と呼ぶ者あり）国会か。国会と内閣総理大臣、それでよろしいでしょうか。事務局、お願いします。

○大庭局長

陳情のほうには国会とあるんですけれども、通常、衆議院議長、それから参議院議長という形で出させていただいておりますので、ここも衆議院議長、参議院議長、それから内閣総理大臣、経済産業大臣ということで送付先をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、あわせて、先ほどの決議と一緒に、西暦を和暦に変更をさせていただきたいと思っております。

○町田委員長

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次に進みます。

○津川議長

委員長。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

先ほどの第9号の件ですが、措置のところで、意見書の提出をする、そして、議案の提出を委員会提出にするというふうなことがあって、このたびの陳情は議決をしてくださいという陳情なので、議決をすればいいですよってということで、5ページの決議をお願いしますってことで決議がなされました。そうすると、委員会としての意見書は提出しない、議案の提出方法は決めないってことが正しい委員会の進行だと思っておりますので、そのように手続をされたほうが良いかと思っております。いかがでしょうか。

○町田委員長

分かりました。それでは、意見書としてではなくて、決議書として、先ほどの意見を出させていただければ、出したらよろしいでしょうかね。津川議長。

○津川議長

委員会の途中で、意見書の提出をする、議案の提出方法は委員会提出するということを決めたので、それは間違っていましたというふうに言っただけなら、後でこれ公表されますので、きちんとした手順で進行をお願いしますということです。

○町田委員長

分かりました。失礼いたしました。ここで、先ほどの進行でちょっと間違っておりましたので、訂正いたしたいと思っております。4番の審査事項の措置のところで、議案提出は決議書ということで出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。長谷

川委員。

○長谷川委員

決議書だけじゃなくて、その前の「意見書」という言葉自体が。

○町田委員長

失礼いたしました。意見書提出ということではなくて、決議書でございます。

失礼いたしました。次に進みたいと思います。

(3) [陳情第12号] 北栄町議会常任委員会における会議録の閲覧についての陳情

○町田委員長

(3) 番の陳情第12号、北栄町議会常任委員会における会議録の閲覧についての陳情ですが、これについて、陳情について意見を求めます。中山委員。

○中山委員

陳情書は、最終的には求められた場合において、メールによる議事録の閲覧という方法を検討していただきたく思いますということなんですけれども、PDFでホームページで開示しておけば、メールによる議事録の閲覧ということはなくなると思うんです。これは求めた場合に対応してくださいということなんですけれども、一々求めなくても、もうPDFで開示してますよという体制を取ればいいんだと思うんです。いろんな事情があったんだとは思いますが、速やかに議事録をホームページ上に掲載していただければいいかなと思います。

○町田委員長

採択すべきものかどうかというのを……。

○中山委員

そこですね。メールによる議事録の閲覧っていうようなことで、採択するかっていうと、採択はしないんですけれども、それに代わる方法として、対応はしかるべき方法で取る必要があると思います。

○町田委員長

これは……。どうします、採択すべきでもないし、不採択でもないみたいな感じですね。方法がほかにあるし。どうすればいいのか。斉尾委員。

○斉尾委員

情報公開は必要だと思います、どんどん進める。ただ、その方法については議論が必要でありますので、ここではちょっと決めにくいので、この陳情を採択するかしないか、これの部分についてのことがここでは求められているのかなというふうに思いますから、その部分についての議論を進めていただけたらと存じますが。ですから、意見を言えば、メールによる議事録っていうのは、議会としてはどうするかって、まだこの場では決められないので、不採択という意見を添えたいと存じます。

○町田委員長

不採択ですね。ほかに意見はございますか。油本委員。

○油本委員

今朝の日本海新聞17面にも載っておりました。そのマターでございますけれども、いわゆる議事録の閲覧ができる方法を検討していただきたい、そのための環境整備をお願いしたいということですので、私も基本的にはこちらにもう全く、採択の気持ちで

ございます。ただ、今、中山委員が言われましたメールによるというのがもし引っかかるのであれば、さあ、どうしようというところでございます。ただ、湯梨浜町議会であるとか、県議会であるとか、そういったところでも公開されてると具体的に上げておられますけども、議事録閲覧の環境整備、これ必要なことだと思いますんで、私は採択という方向でいきたいと思います。

○町田委員長

ほかにございませんか。阪本委員。

○阪本委員

私も採択の立場でちょっと発言をさせていただきますが、湯梨浜とか県議会では、委員会議事録をネット公開されています。それから、いつでも気楽に議事録見られるように、求められた場合において、メールによる議事録の閲覧という方法を検討していただきたく思います。そのための環境整備をお願いしますということが主眼になるとおもいますんで、私も採択でいいと思います。

○町田委員長

ほかにございませんか。斉尾委員。

○斉尾委員

この陳情は、メールでやってくださいっていうことですよね。メールで閲覧をできるように。例に挙げておられるのは、動画公開ということを、湯梨浜とか、倉吉もだったかな、そういうことを言われております。だから、例ではそういいながらも、それではなくてメールをお願いしますということなので、これを採択した場合、北栄町として、メールでやり取りするというのが今後検討されなきゃいけないわけですよ。採択するということは、最後の、切実な思いでそういうふうに言われておりますので、それに対して責任を持って陳情者に回答をするということが求められます。ですから、ここで心情を鑑みて、してあげたいっていう思いで採択するということではなくて、できるのかどうかっていうことは、将来的にはこれは議論もしなきゃいけないと思いますけど、ここの部分で、このメールについてはちょっと一歩置いてもらうべきではないかなと私は思っております。ですから、繰り返しになるかもしれませんが、委員会で採択するっていうことは、メールでやるように話し合うと、そういうようなことをどこかで持つということが前提になってくるわけですよ。最終的にメールまで持っていく、メールでの情報公開にするというふうに、委員会としての意思だということは決定されるわけですので、だからこの辺、なかなか難しいんじゃないかなと私は思っていますので、議論の余地があるから、この採択を不採択にして、将来的にじゃあ、どういうふうなやり方をしたい、すればいいかということの議論をするべきだなと私は思っております。以上です。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

確かに最終的に、メールによる議事録の閲覧っていうことを検討していただきたいというふうになってるんですけども、要は議事録を気軽に見られるように、いわゆる議会に直接出向かなくても見られるようにしてほしいということだと思うんですよね。そこで事務局長にもお尋ねしたいんですけども、今の議事録を公開ということ

が、本会議のものでは公開してあるというふうにこの前伺いましたし、この委員会についてもそれが可能かどうかということですよ。そこをお聞きしたいと思えます。

○町田委員長
事務局。

○大庭局長

委員会の会議録についても、今までも閲覧の申請があった場合にはそれを認めて、閲覧をしておりました。当然傍聴も入っておりますので、一般の方も見に来られるっていうことの状態も踏まえると、委員会の会議録は当然に開示されてもいいと思えますか、ホームページ上でアップすべきじゃないかなというふうには考えておりますので、事務局としては、会議録ができて、委員長、議長の、それから職員の確認が取れたときには、ホームページにアップをして、広く公開したいなというふうには思っております。以上です。

○町田委員長
長谷川委員。

○長谷川委員

ですから、結局、ホームページ上に公開されれば、このどこにそれは載ってますよっていう、まず案内をすればいいと思うんですよ。それでもメールで送ってほしいということであれば、もうそこからダウンロードして送ってあげればいいことだし、もし、当人さんが、請求者がダウンロードできない条件があるとすれば、それをしてあげればいいと思う。そんなにそれはないと思うんですよ、実際問題。メールが見れるということは、ホームページも見れるということだと思いますんでね。そこはあんまり心配しなくてもいいし、だから、どうしてもメールでっていう場合には送ってあげればいいので、それが殺到して事務に支障を来すというようなことまではいかないんでないかなというふうに思いますので、私は、このとおりで、採択をしてあげるべきではないかなと思います。むしろ我々もこういう指摘を受けて、姿勢を直すということも必要ではないかなというふうに思います。

○町田委員長
事務局に説明。

○大庭局長

今現在は公表をしていなくて、閲覧の申請があった場合にだけお見せするっていう状況ですので、メールで送ってくださいっていう今回のことについてはお断りをしました。それがあつての陳情です。これから広くホームページ上で公開していくということになれば、先ほど長谷川委員が言われたとおり、ダウンロードできない状況だとか、そういった方には送っても、公開されているものですから、送ってもいいものとなりますので、そこは問題ないと思います。現状であればお断りしているところですので、公開されれば問題はないということです。

○町田委員長
阪本委員。

○阪本委員

そもそも、議会基本条例を議論する中で、執行部あるいは議会も原則全て公開とい

うことになつとるんですよ。だから、行政側の秘密事項についても、要請があれば見せないけんというようなことがあるわけであって、したがって、今回の会議録の閲覧についてということについては、気楽に議事録、見られるように、求められた場合においては、メールでなくても、議事録の閲覧が簡単にできるように検討していただきたいということと、環境整備をお願いしたいということでもありますので、これは何ら不採択にする必要ない、私は採択だ、しなくてはならんと思っております。議会もやっぱり姿勢を正して、きちっと整理をしていく。議長をはじめ委員長は、しっかりとそういった、公文書でありますから、やはりきちんと整理をすべきだと思っております。

○町田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋委員

メールのやり取りとなると、一々返事をせないけんってなってくるですよ、これ違いますでしょうか。ただ閲覧するだけだったら別に、ホームページで公開されてるんで、それを見ればいいことだけど、メールをやるっていうことは、やり取りをするっていう判断でよろしいでしょうか。

○大庭局長

今、この、メールによる議事録の閲覧っていうところについては、先ほども長谷川委員からあったとおり、ホームページに今の時点では公開をしてないので、PDFでは送れませんというお断りはしていますけれども、ホームページでそのものを公開するようになれば、メールで送ってくださるっていうこともほぼないでしょうし、それを見ていただければ十分に対応はできると思いますので、公開されれば、特にこのメールというところにこだわらなくてもいいかなとは思いますが。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

採択のほうに変えます。今の意見を聞いて、そういうことであれば、環境整備が整うということで、趣旨は達成できるのかなと思いますので、採択でいきたいと思いません。

○町田委員長

メールを要求されることはないんでしょうか。

○大庭局長

メールで送ってくださるっていうことがあれば、基本的には、ホームページに載ってますので御確認いただけますよっていうところで済むと思うんですけど。もうホームページが見れる状態にある方だと思いますので、あまりそこは心配されなくてもいいじゃないかなと思いますけど。

○町田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋委員

もし、そういう具合に返答あったときに、事務局のほうの仕事が増えらへんかなと思っちょっと心配しただけのことです。

○町田委員長

よろしいですか。メールの要求とかそういうことがあったときには、事務局のほうから、このようにPDFでホームページで公開してますのでっていうふうに説明されると思いますが、それでも。

○尾嶋委員

分かりました。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

おっしゃることは分かるけど、ですけど、本当に人の性格っていろいろあると思うんですよ。ちゃんとメールで議事録閲覧するってなったら、ちゃんとメールでくれと。それに対して、ホームページで載ってますからって、それで済むケースは済むんでしょう、ほとんど。ですけど、そうじゃないっていう人も多分出てくると思うんですよ。やっぱりその辺のこともきっちりと考えておかないといけないと思いますよ。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

そんなに普通の業務の事務に支障を来すようなことであれば、当然制限はかける必要があると思いますけども、常識的に考えて、他の市町村から問合せがあったりということに対しても対応しなきゃいけないし、ある程度のことはもう対応するのが普通なんで、そこが事務局の事務に支障を来すということになれば、問題がないと思いますけど、私は。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

私はずっと今聞いてまして、この陳情の趣旨は何かと言えば、先ほど中山委員も言ったように、閲覧できる方法の検討と、その環境整備だと思うんですよ。事務局の仕事の多い少ないを心配するレベルの話の上だと思うんです。ですから、私はそれだけをただ考えて、もう公開すれば、今、ネット環境にある方が多いとは思いますが、そういったことも徐々に緩和されてくると思いますので、そういった問合せなんかもね、御自分で見られたらよろしいですから。ですから、その環境整備に進んでいただきたいという趣旨だと私は思いますので、先ほどから申し上げておりますように、そういう理由で採択と私はしたいと思います。

○町田委員長

阪本委員。

○阪本委員

環境整備をしてほしいということについては、これは誰が考えても常識だと思うんですよ。問題は、今朝の日本海新聞の投稿を見れば、やっぱり不採択なんて言つような議会では、やっぱりこれは新聞見た県民から批判されますよ。やるべき環境整備というのはやっぱりやらないけんと思います。

○町田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋委員

ほかの町村もメールのやり取りをされてるんでしょうか。

○町田委員長

事務局、お願い。

○大庭局長

あんまりメールにこだわられなくてもいいと思いますけれども、基本的には開示請求をして会議録の閲覧の申込みをされます。メールでPDFを送付したりっていうことはまずないです。しておられるところは1つありますけれども、ほとんどのところがまずは開示請求をして、会議録の閲覧を請求するっていうのが委員会の会議録の開示の方法です。そのほか、県だとか米子市だとかっていったところは、既に委員会の会議録はホームページで載っておりますし、ここに書いてあるとおり湯梨浜町の議会は、全部ではないですけれども、この委員会の様子を動画を撮っておられて、ホームページで公表をされておられます。

○町田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋委員

したがって、さほど心配することはないっていうことですね。メールによる議事録の閲覧の方法を検討していただきたいっていうことだけ。そんなにあまり難しく考えなくてもいいっていうことですか。メールっていうところにちょっとこだわってるんですよ。今、情報の世界ですが。それをどんどんどんどんあれしてくると、メールのやり取りが、ああ、できるんだなっていうことで、いろんなことが来らへんかなっていう心配で、ちょっと発言をさせていただいたんで。

○町田委員長

どうなんでしょう。これに対して、何か。長谷川委員。

○長谷川委員

むしろ、いろんな意見を議会外からいただくのはうれしいことで、現実問題、そういうことほとんどないので、あんまりそんなことを心配される必要はないのかなというふうに私は思います。

○町田委員長

阪本委員。

○阪本委員

私も長谷川委員の意見と同感です。メールで議会にいろいろ情報、会議録を開示してほしいとか、過去にもそういった例はありませんし、陳情者のような人は初めてだったもんですから、そんなに心配ないと思ってます。

○町田委員長

開示に関しましては、いろんな考え方もあるし、意見もあると思いますけれども、あとは事務局に開示要求されたときに、事務局のほうから丁寧に説明をしていただいて、そのような閲覧方法を取っていただきたいなどは思いますけれども。よろしいでしょうか。ほかに意見ございますか。斉尾委員。

○斉尾委員

この陳情、陳情者に返されるわけですよ。そのときに、動画とかホームページで

公開ということは当然言っていただくべきだと思います。なら、これに今後、またどういうふうにするかっていうこと決めなきゃいけないけども、そういう部分については非常に賛成です。ですけど本当に、万が一ですよ、心配せえでもいって皆さんおっしゃいますけど、決める以上はやっぱ、どうしてもメールで欲しいっていう方も出てくると思うんです。これについて委員の方、いうこともしっかりと考えて、心配しなくてもいって言われても、公の部分で決めたんだからちゃんとしなさいよって言われたら、もうどうしようもないですね。だから、じゃあメールで送るということであるのであれば、皆さんそういう意見であれば、採択は当然あるべきでしょうけど、ここはどうなんですか。

○町田委員長
油本委員。

○油本委員
同じ話の繰り返しに結構なってる感じがします。メールであれ、電話で問合せであれ、手紙で来るんであれ、全て議事録の閲覧の方法の一つだと思うんですよね。その検討をしてくれという意味だと私は捉えております。いわゆる閲覧のできる環境の整備をしてほしいと、この氏はおっしゃっておられると私は思いますんで、広い意味で捉えて、メールももちろん含めます、そういった閲覧のための方法を検討し、環境整備を整えていくと、そういうふうなことで私は意見したいと思います。採択で。

○町田委員長
意見は先ほどから同じような感じの意見になっていますので、この辺で、どうするのかっていうことを採決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは、陳情第12号に対し、採択すべきものと思われる方は挙手によってお願いします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長
結構です。それでは、不採択と思われる方は。
〔賛成者挙手〕

○町田委員長
結構です。採択に賛成の方が5名、不採択が2名。よって、採択といたします。

○津川議長
委員長、発言。

○町田委員長
津川議長。

○津川議長
今、採択が決まりましたので、採決の意見に左右される発言はよろしくないっていう思いで今まで発言、黙ってました。

この案件につきましては、私も事務局から相談を受けまして、先ほど来ありますように、常任委員会の会議録の公表はすべきであろうと、していきましようということを確認しました。そして、会議録の作成のための、ぎじろくセンターに送るための費用の要求、それができないのであれば、マンパワーの要求だとかっていうことの調整を皆さんにもお願いしないといけんし、執行部にお願いしないといけんっていうこ

とで、3か月以内、本会議ぐらいのペースで、各常任委員会も情報公開、ホームページに載せれるようなペースでの予算措置をしながら、時代の流れに沿っていくというふうなことを、皆さんにも相談させていただきながら、あるいはその予算要求もお願いしたいというようなことで思っていますので、そういうことを報告させていただきます。以上です。

○町田委員長

ありがとうございました。それでは、採択すべきものとしたしまして、先ほどからありましたような意見を取りまとめて、委員会意見で出したいと思っておりますけれども、どのようにいたしましょうか。

○長谷川委員

議事録開示の環境を整える必要があるため。

○町田委員長

ほかにありませんか。

○阪本委員

私も、環境整備を整えるためということでもいいと思います。

○町田委員長

その他、意見ありますか。油本委員。

○油本委員

長谷川委員おっしゃいますように、私は考えておりましたが、委員会会議録の閲覧方法を、公開できる環境整備に努めるということも私も考えておりました。大筋といますか、そういうことでございます。

○町田委員長

では、先ほどの長谷川委員の、議事録会議の環境を整える必要があるためということで、同じような趣旨だと思いますが、これでよろしいですか。ほかに意見はありますか。それでは、先ほどの議事録会議の環境を整える必要があるためというのを委員会意見といたしたいと思えます。

○大庭局長

委員会ですので、会議録となります。油本委員が言われたとおり、委員会会議録開示の環境を整える必要があるためということで、議事録ではなくて、会議録でいききたいと思います。

○油本委員

委員会会議録のというふうに頭を変えていただいたら、私はそれで満足でございます。

○町田委員長

それでよろしいでしょうか。委員会会議録の閲覧できる環境を整える必要があるためいいですか。もう一度言います。委員会会議録の閲覧できる環境を整える必要があるためよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしたいと思います。

ウ、措置、採択の場合、意見書の提出あり、なし。（「なし」と呼ぶ者あり）なし、意見書の提出はなしです。提出方法もなしです。送付先もなしでよいようです。それでは、次に進みます。

5 協議事項

(1) 令和4年度委員会視察について

○町田委員長

5番の協議事項、(1) 令和4年度委員会視察についてで、希望する調査内容として、内容と調査地がここに明記してあります。皆さん、御覧になって、何か意見がありましたらお願いします。今日、これをほぼ決めないといけないですか。

○大庭局長

はい。

○町田委員長

今日、委員会で、希望する調査地や調査内容を含めて今日、決定したいと思いますので、慎重に御覧になって、どれかに決めていきたいと思いますが。

○斉尾委員

どこに行くって、前回、2泊3日で行くって決まっちゃったんですよ。それがコロナで、受入先も大変だっていうことで、要は来年度ですけど、皆さんが合意されればこのままだし、ほかのところがいいっていうことであれば、変更の理由が今日中に必要だということですよ。

○町田委員長

そうですね。

○斉尾委員

だから、この中のどれかではなくて、これをそのまま行くか行かないかということをもまず諮ってください。

○町田委員長

まずね。ありがとうございます。油本委員。

○油本委員

今、斉尾委員おっしゃいましたように、これは前委員会の、いわゆる行けなかったところということで、どこに行くかじゃなくって、斉尾委員、今、全部と言われました。ただ、懸念するのは、日程的に行くかどうか。全部2泊3日で回るのか、強行軍なのか、物理的にどうなのか、日程的にどうなのか。そこまで勘案された上でのことだと思いますが、それでよろしければ私は反対する理由はありません。ただ、スケジュール的にいつになるか、それはまだまだ出ないかとは思いますが、コロナも関連して。ただ、今おっしゃいましたこの希望した調査地に関しましては、そういった条件をクリアできれば私は賛成でございます。以上です。

○町田委員長

まず、先ほどありましたように、ここに書いてあるのは令和3年度に予定していた内容でございます。ここに書いてあるところでのいいのか、またはほかの場所というか、希望するところがあるかどうか、この中で決めていいのか、ほかにあるか、ちょっと伺いたいと思います。阪本委員。

○阪本委員

私はこの場所で問題ないと思いますけども、東北の秋田、宮城、こういったところ、非常に広い範囲だと思うんですけども、目的地に行く、いわゆる時間がかかり

かかると思うんですよ。したがって、先ほど意見がありましたように、2泊3日というのはちょっと無理なような気がします。やっぱりもう一泊予定しておかないと、なかなか十分に調査研究できんのでないかなと思います。近くならええですけどね。京阪神の辺の2泊3日なら分かりますけど、東北のほう、ちょっと遠いですから、移動に時間がかかるということを申し上げておきたいと思います。

○町田委員長

まず、ここに書いてあるところでよいかどうか。ほかの候補地があるのか、何かこのところでちょっと意見をお願いします。長谷川委員。

○長谷川委員

ちょっと確認をしたいんですけども、私は委員会が違ってたのでちょっと内容、よく分かんないんですけども、最後の仙台市の市民センターっていうのがあるんですけども、この目的は何ですかね、視察目的は。

○町田委員長

事務局、お願いします。

○大庭局長

すみません、詳しい資料を今持ってきてないですけど、複合施設だったと思います。大栄分館の建て替えだとか、ふるさと館の建て替えだとか、これからいろんな案件が出てくるので、そういった複合的な施設を見たほうがいいじゃないかっていう意見が委員会の中であって、たしかこの市民センターとかが選ばれたと思います。そういった複合施設だったり、これから抱える建て替えのことについて、総務教育のほうで研修しようということだったと思います。

○町田委員長

2ページに、希望する調査内容のところ、漫画に関するものと、複合施設となっている公民館の建設とかが書いてありますので、ここのことかなと思うんですけども。先ほどありました、4か所を全部回るにはちょっと日にちっていうか時間が足りないのではないかという意見に関してはいかがですか。斉尾委員。

○斉尾委員

ここではなかなか判断しにくいことだと思います。この辺については、行くか行かないかを決めた後に事務局のほうで、これは可能かどうかっていうことはお任せしてもいいでないかと思いますが。

○町田委員長

事務局、説明をお願いします。

○大庭局長

今日なぜ議論していただいているかという、来年度の予算要求の締切りが10日までということがありました。それで、前回の全協のときに、今年行けなかったところの予算をスライドさせて来年度要求をしてもいいかっていう話をさせていただいたと思いますけれども、それについてはそれぞれの委員会で決定しましょうということで、今日この場で協議をしていただいております。

2泊3日ですけど、予算的には結構な金額になっています。もう一つの民経のほうも2泊3日で北海道でしたので、両方の委員会で300万円近い旅費の計上がしてありますので、できればその範囲内で行っていただきたいという希望が事務局的にはありま

す。一応、今の段階では2泊3日の旅費の計上で予算計上させていただいて、調査地についてはもう少し絞っていただくとか、少し変更を検討していただけたらありがたいなとは思っています。

○町田委員長
油本委員。

○油本委員

こういった分が既に出ていたということは、2泊3日で行けるんじゃないかというふうな根拠があって出されているものかと思います。秋田の横手、それとあとは登米市であり、石巻であり、仙台なり、あとの3つはそんな離れておりません。ですから、一度日程組んでいただいて、可能かどうか見ていただいて、2泊3日を前提とするのであれば、その中で行けるところっていいですかね、予算的なものもあるでしょうか、それを検討していただいて、また示していただければいいんじゃないかなと思います。

○町田委員長

詳細をここでいろいろ検討すると、時間が幾らあっても足りなくなりますので、今日は取りあえず、この候補地で、調査地として皆さんにこれでいいのかということのを伺います。ほかのところがいいとかっていう意見は今のところありませんので、ここに決めて、あと詳細はまた後日、いろいろ時間的なものとかは決めることとして、この委員会で、希望する調査地に書いてあるここに取りあえず行くんだっていうことで、賛成の方と反対の方と、ちょっと今お聞きしたいと思います。

それでは、ここに書いてあります調査地で、候補地でよろしいでしょうか。賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○町田委員長

ありがとうございます。全員一致で、この希望する調査地に書いてある4か所に決めさせていただきたいと思います。あと、詳細の、行けるのか行けないのかとか時間的なものとかは、後日検討することといたします。

(2) 閉会中の継続調査申し出について

○町田委員長

それでは、次に進みます。(2)の閉会中の継続審査申し出について、4ページです。

総務教育常任委員会の所管する事項について、閉会中も引き続き調査研究する必要があると認めたためという理由です。この申し出をするということでもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)申し出をする場合、調査内容、総務教育常任委員会の所管する事項でもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、このように申し出をいたします。

(3) その他

○町田委員長

(3) その他、何かありませんか。(なし)

6 その他

○町田委員長

では、6番のその他、その他ではありませんか。(なし)

【中原教育総務課長 入場】

○町田委員長

それでは、先ほどの所管事項における答弁保留で中原教育総務課長。

○中原教育総務課長

失礼します。先ほど長谷川委員の御質問で、高校生、通学費助成の補正予算の件で、昨年度の実績の人数、あとは学校の内訳についての御質問がありました。お答えさせていただきます。まず、全体の人数でございますけれども、学生の人数でございますと55名です。学校数でございますと、東中西あるわけですが、13校に通っておられる生徒さんでございます。そのうち、中部の学校数でございますと2校、13校のうち2校。さらに、人数でございますと、55人のうち27人が中部の学校に通う生徒さんでございます。ですから、それを差し引いたところが、東部、西部に通っておられる生徒さんってところでございます。以上でございます。

○町田委員長

質疑はございませんか。長谷川委員。

○長谷川委員

中部が2校って言われましたよね。やっぱり中部って、なかなかちょっと微妙な距離感とか、そういう運賃の体系になっていきますんで、もう少しやっぱり中部に通う子どもたちにも援助が行くような形に制度も見直して行ってほしいなというふうに思いますね。これは私の要望ですけども。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

おっしゃるように、確かに中部ですとか東部、西部の区域で分けますと、当然、中部の該当校、学生さんが少なくなります。この制度は県の補助制度に乗りながら行っております。月額7,000円を超える部分の交通費に対して、県と町とで2分の1ずつ助成しておりますので、確かに7,000円の区切りがどうかというお話があるかと思えます。十分御意見としてお聞きして、何かの際には県なりといろいろ話はさせていただきます。以上でございます。

○町田委員長

ほかにありませんか。

7 閉会 (12:27)

○町田委員長

それでは、総務教育常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。